

第9回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成19年11月8日(木)午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順, 敬称略)

東隆真, 金森俊朗, 側垣二也, 多田治夫, 戸倉晴美, 長野規子, 西村依子,
沼田憲和, 水落徹男, 安江 勤(委員長), 米井裕一, 和田出静子

(2) ゲストスピーカー

竹内大明(少年事件担当裁判官)

(3) 事務担当者等

岡田首席家裁調査官, 荒谷首席書記官(説明者), 新井次席家裁調査官(説明者), 永井事務局長, 上田総務課長

4 議事

(1) 委員長開会あいさつ

(2) 西村依子委員の再任の紹介

(3) 議題説明

「家庭裁判所に期待すること - 少年事件における被害者配慮の観点から - 」
を議題として取りあげる旨説明された。

(4) 委員に対する事前説明

説明者から, 被害者への配慮に関する諸制度及びその運用状況が説明され,
その後, 被害者調査の実情等の紹介がなされた。

(5) 意見交換

(発言者 / 委員長, 委員, ゲストスピーカー, 事務担当者等)

事前に配付した別紙話題事項について, 委員から意見を伺った。

被害者と加害者が和解したケースで, 少年が保護観察中に別件で被害者になったというものがあつた。全治10か月ほどの怪我を負わされ, 仕事にも行けなくなったが, 加害者とは仲間だという認識だつた。ところが, 加害者

の家庭は裕福で、弁護士も付けており、結果的に補償として1年分のバイト代くらいの額を受け取った。それが保護司という立場からみると、少年にとってある意味で後遺症となったと思う。その賠償金を受け取ったことで少年は未だに仕事に就いていない。被害弁償の額はどのように計算されるのだろうか。その事件では、被害者の親も賠償額の多さに驚いていたようであり、それで一件落着ということではよかったのかという思いが残っている。

賠償額については、基本的に当事者同士で決める事柄なので、裁判所が口を挟むことはない。

賠償額が高額の場合は、少年のその後の生活等に配慮した渡し方ができればよいと思う。

その事件でも少年に直接渡さず、親の管理にしておくように渡されたようだが、子どもはあれこれ買うと言って、親からお金を引き出していった。

少年事件だと被害弁償しているかどうか、結果にストレートに結び付くわけではないが、裁判所が処遇を決めるときの一つのポイントなので、加害者としては、被害弁償をしたことで被害者がどうなるかということより、被害弁償したという事実が裁判所に知られているかどうか意識が向いているのだと思う。

被害者サポートセンターには、被害者が様々な訴えを持って来るが、裁判所や警察の評判が非常に悪い。裁判所では、訴えることができるという説明はしてくれるが、した方が良いかどうかについて聞くと、それは、あなたが判断することですと言われる。事務的な扱いをされて、被害者が知りたいことは何も言ってくれない。これでは、何もする気になれないと、私は耳に蝸ができるほど聞かされる。裁判所も、もう少し言葉づかいを工夫してくれないかなと思う。

被害者配慮制度の利用者が多くない原因は、制度そのものにあるのではなく、それを知らせるときのコミュニケーションの在り方に問題があると思うので、是非工夫してもらいたい。

裁判所としては、被害者の話の中身には入りづらいところがあるが、それ以前に対応が素っ気ないのはまずいと思う。

やってみた結果はどうなるか分からないが、こういうことができるので、

気持ちがあればやってみたらどうかと、そこまで言ってくればホッとすると思う。単に「できますよ。ただし、やるのもやらないのも自由ですよ。」と言われるより、よほど良い。

裁判所の対応は、やった方が良いですよの少し手前ぐらいだと思う。

裁判所の立場として、訴訟を起こすことについて、どうした方が良いとは言えないところがある。

それは分かる。そのことは、私も裁判所に代わって説明しているところであるが、そののところでもう少しコミュニケーションの取り方を工夫してもらえないかなと思う。

裁判所の窓口対応においても、十分に気を付けていかないといけないところだと思う。やりなさいとは言えないが、やる場合には、こういうところへ相談に行った方が良いとか、こういうところが問題になるとか、ある程度答えた方が良いと思われる。

弁護士会もPRが不十分なところがあるが、弁護士会には犯罪被害者のための無料相談制度があるので、今後、裁判所にもパンフレットを渡して、相談にきた被害者にそのことを話してもらえれば、一、二日のうちに被害者の立場に立った弁護士と話ができると思う。これは資力に関係なくできる。法律扶助制度では、相手から賠償金が取れた場合以外は、償還免除のケースが多いので結構利用しやすいし、それに対応する弁護士も研修した上でしか行えないことになっている。

裁判所の窓口では、訴訟の結果につながるようなことは言えないが、被害者の立場に十分配慮した対応をすることが大切だと思う。

裁判所の窓口では、手続的なことは説明するが、窓口へ来られた方は勝ち負けの見込みや、相手と交渉するために、幾らぐらい請求できるのかを聞きたがる。そういう相談の場合は、法テラスへ行っていただくことがある。

法テラスへ行っても、法テラスは、弁護士会で無料で相談できることから弁護士会へ行くよう指導しているので、裁判所においても直接弁護士会へと行ってもらった方がよい。

性非行を起こした少年を転居させて欲しいと被害者の親が求めた事例について、被害者感情が強いことはよく分かる気がする。性的な犯罪の場合は、

親は怖いという気持ちから、今後のことをすごく心配するだろうから、転居の指導まではできないにしても、転居させて欲しいと訴える気持ちはよく分かる。性被害者は、本当に加害者と接触するのを怖がるし、法廷で判決を聞くのも怖がる場合がある。

事務担当者として、被害者のそのような要求にどう対処したか。

被害者感情が強く、被害者の親が様々な要求を出していることは、少年本人に伝え、さらに処遇機関にも伝えて、カバーしていくという態勢を執った。

被害者に対する謝罪というのは、審判の前に行われるのか。

試験観察中の調査の一環として謝罪させることを設定し、そのことは最終審判でも考慮した。

審判で考慮してもらうために、謝罪させてくれと頼んできた少年がいた。

処分が決まっていない段階では、謝罪した方が有利だろうという意識が働くのだと思う。裁判所としては、謝罪したという事実よりも中身を見ている。被害者本人ではなく、その親に謝罪した例で、被害者本人もわだかまりが少なくなってきたと言ってもらえたことがあったが、謝罪が被害者にどう受け取ってもらえたかを見るようにしている。

被害者が少年審判に何を求めているか、それは当事者でないとわからないというのが率直な意見であるが、そういう思いでみると、平成12年に改正された被害者配慮の措置が現在行われているところであり、今はこの様子を見ている状況、言わば被害者配慮の分野に少し足を踏み込んだ状態にあるわけで、さらに、審判傍聴等へ踏み込んでいくのがいいのか疑問に思う。時期尚早であり、少年法が意図するものがないがしろになるような気がする。

家裁調査官は調査をしていて、被害者の気持ちはどのあたりにあると考えているか。

身柄事件の場合は調査できる期間が短いことから、被害者は気持ちの整理ができていない。したがって、被害者から様々な感情をぶつけられるのは当然かなという感じを受ける。特に重大事件では、何が行われたのかを知りたい、そして、それを少年がどう考えていくのか、保護者もどう考えていくのかということを知りたいと考えているように思う。しかし、それが分からないので、先ほどの性非行の話でもあったように、親は非常に不安で心配なの

だと思う。

被害者は、少年に対する処分についての意見を、すぐには言わないのか。

もちろん厳罰に処して欲しいとは言うが、ある事例では、最初、会うことさえ拒否していたものが、時間が経つにつれ謝罪を受け入れ、最後には、少年に対し、「あなたも頑張りなさい。」と声を掛けるまでに至ったものがあった。

少年事件は非公開とされているが、そこに第三者が絡んでくる危険性がある。インターネットで顔写真を流したり誹謗中傷したりする等、悪意を持って情報公開する・が出てきた。これは、少年法の趣旨をないがしろにするものであると同時に、被害者にも、重大な影響があると思う。

複数少年の傷害事件で、被害者少年の親から相談を受けて代理人になったが、身柄事件ではなくて事件の進行がゆっくりだったこともあり、情報が掴めなくて非常に困ったことがあった。ただ、被害者配慮制度ができてからは、スムーズに記録を見ることができ、昔に比べ良くなってきていると思う。

現在は、少年事件でも成人事件でも軽微事件を除き被害者通知制度というものがあり、被害者にいろいろお尋ねすることになっている。金沢地検では、通知をするケースは月に約100件、年間約1200件ある。制度上、お教えすることは、きちんとお教えするし、刑事事件では損害賠償ができるなど、どんどん進んでいっているが、少年事件は依然として非公開である。しかし、少年審判を傍聴することについては、刑事事件で行われている証人のためのビデオリンクのシステムを、少年の保護のために利用し、別室で被害者に見てもらえることではと思う。法務省がどこまで考えているか分からないが、創意工夫すれば良い方法ができるのではないだろうか。

今後、被害者を審判廷に入れざるを得ない状況が生まれたとしても、被害者に冷静さが欠けている場合に、被害者に付く弁護士が被害感情を擬制化するような役割を負えると良いと思う。その場合は、被害者支援をしている弁護士が適当かなと思う。

学校教育では、裁判のように最初から加害と被害を分けて見ていくこと自体に問題があると考えている。この考えは絶対的なものではなく、最近の教育再生会議などは、加害と被害の関係を初めからしっかり見ていくというス

タイルである。しかし、いじめの場合は、関係の経過の上に成り立っており、全員が加害者であって、全員が被害者であるという部分があるし、加害と被害の全員に教師は教育課題を見いださねばならないと思う。加害と被害の両方に克服していかねばならない課題があることを、はっきりさせたいというのが一番である。

問題が生じたとき、最初はず事実関係を克明に知りたいという気持ちであるが、最近では、問題が生じた場合に、学級全体に事実関係を聞いてはいけないと言う学校長がいる。個人情報保護やプライバシーの関係から、該当者だけを呼んでやれと言われる。しかし、まわりの子どもたちがその問題行動をどう見ていたかが重要になる。例えば、まわりが1年にわたって、ある子どもを馬鹿にし続けていたときに、反対にその子を温かく見守っていた子供に強い問題が起きていることがある。学校現場では、人間関係がもたらす加害及び被害という事件性のある問題は、単純なものではない。少年事件では、教育や福祉という観点が重視されているのはよく分かるが、被害と加害が初めから確定していて、被害者側が一切発言権がないというのは、教育現場からはすごく違和感を覚える。

傷害や恐喝などの事件については一方的に加害、被害と言えないので、委員が言われるとおり全体的に考えないといけない場合がある。ところで、加害と被害を決めつけられないときは、どのように関係を修復されるのか。

起きた事実はどうしようもないけれど、基本的には共感性しかないと思う。やった方とやられた方に共通する人間感なり思いみたいなものを発見することだと思う。経験的には、被害者の親が興奮し過ぎて、親の方に、我が子が子供同士の中で関係を繋いで育っていくのだという意識がないと感じる場合が多い。さらに、自分の子供にも克服していく課題があることを認めることができない親が多いと感じる。

学校で指導主任をしている時の経験では、女性の担任教師だと母親が興奮してしまうということがよくあった。裁判所の場合、家裁調査官が1人で調査に行くのは辛いことだと思うので、男女2人で行くとか、年齢差のある者2人が行った方がうまく調査できるのかなと思う。

今の委員の意見について、家裁調査官は配慮しているか。

例えば性非行の場合の被害者調査などで、被害者が相当混乱しているような場合は、家裁調査官2人で共同調査を行うことがある。様々な制約はあるが、調査の目的を達せられるように態勢を組んで調査に当たるようにしている。

被害者及び被害者の親にも問題があるときにはどのように対応するのか。

加害少年と被害者の立場は、はっきりしているので、まずそれを尊重することが重要であると考えているが、常識的に考えて被害者側の言い分が一線を越えていけば、お聴きできないとはっきり言わざるを得ないと思う。

加害者と被害者には、教育環境及び生活環境に共通するものがあるか。

一般論として非行を起こした子供は、それなりに問題を抱えており、家庭的にも経済的にも恵まれていないことが多い。比較的重大な事件を起こす子供については、虐待された経験を持つ子、つまり被害者だった子供が非常に多い。最近は都会型非行といわれるような、両親が大卒で一流企業の社員や公務員である家庭で、外から見れば全く問題がない家庭でありながら、強盗事件のような重大事件を起こす子供もいる。しかし、それについてもよく調査してみれば、それなりに夫婦の問題や家庭の歪みがあったりする。いずれにしても非行を起こす子供は、それなりの問題を抱えた家庭で育てていることが多い。

私は、高等学校の生活指導主任を十七、八年やってきて、問題を起こす生徒の80パーセントは家庭に問題があったと思う。夫婦仲が悪いとか、離婚しているとか、教育に関する考え方が非常に食い違っているとか、親に問題があるケースがほとんどであった。

改正法では、問題ある保護者に対する働きかけもできるようになった。

良い環境の中で子供が非行を起こすのは、親が子供をほったらかしにしているのではないか。

考え方や背景にある事情は人それぞれだが、事件が起きたときには両方ともパニック状態にあるので、まずタイミング良く聴くことが大事である。そして聴いているうちに当事者は冷静になって、自分で整理がついて解決することも多いだろうと思う。そもいかない場合には、今は法テラスなどに相談しやすくなっているが、まだまだどこへ相談に行ったらよいかよく分から

ないのが現状であるし、どのような解決方法があるのかもよく分からないので、もっと周知してほしい。

性非行については、私も娘を持つ親であるから、親が感情的になるのはよく分かる。最近は通り魔的なものも多いので、通り魔的に被害を受けた親は、何でうちの子がという気持ちになる。大なり小なりこの手の事件に遭った場合、何が行われたかという事実はもちろんであるが、少年の過去と将来のプロセスが気になる。少年の境遇やその親の話を書くなど、突き詰めれば突き詰めるほど、絶望的な気持ちになるのかもしれないが、被害者の親は、犯罪を起こした少年やその予備軍的な少年が次に何をするのかということが一番気になるであろう。被害者の親は、そういったことや、更生していくプロセスを知ることができるのか。

裁判所は法の下で処分を下す機関であるわけだが、被害者と加害者の感情の仲立ちをする機関がどこかにあるのかなあと思う。光市の事件のように被害者の心から一生消えない重大事件の被害者には、特にそのような機関が必要ではないか。

被害者調査は、少年審判の入口になっているなという印象である。被害者調査での対応が、被害者と加害者が救われるかどうかの大きな要素になってくるのではないかと思う。被害者調査の場面では、犯罪の重い軽いではなくて、感情の重い軽いがついて回るし、昨今は被害者保護の要請が強いので、どうしても被害者に目が向くのであるが、結局は、加害者がきちっと謝罪できなければ被害者は救われないと思う。そうすると、加害者にどのようなアプローチができるかということが問題になる。被害者調査を実施すると、被害者としては自分の代弁者になってくれるのではないかと思ってしまうので、そこを配慮して調査をして欲しい。また、被害者は、加害者に被害者の心の痛みをどれだけ感じてもらえているのかということも知りたいだろうと思うので、そこまで至らないとなかなか難しいのかなと思う。そのようなことから、私は少年審判傍聴には反対である。一時的に気持ちは晴れるかも知れないが、そういうことよりも加害者への働きかけ、つまり、どう謝罪していくか、あるいは更生のプロセスが見えるような工夫が大事だと思う。

被害者の遺族は、真実を知りたいのだと思う。重大事件に限っては認める

ようにしないと、遺族はPTSDにより大変なことになると思う。傍聴できる事件を限定すれば妥協点はあると思う。

弁護士の中でも意見が分かれていて難しい問題だと思う。加害少年の更生の場である審判を、当然のように傍聴できるのは問題ではないかという意見があるし、だけでも知りたいという要請がある。今の現状をもうしばらく観察して、不十分なのかどうか検討し、試行錯誤するのもよいのではないかと思う。多くの弁護士が恐れていることは、被害者の権利尊重が重視されて、厳罰化が進むのではないかということである。

被害者は、できる手続は全て利用しながら自分の気持ちを整理していくと思う。これだけの手続しかできないとなれば、その中でいかに気持ちを納めていくかを考えると思う。最終的には誠意ある謝罪と思われるものに行き着くかどうかであると思うが、傍聴を認めたとしても、それも一つの手段であり、最終的な解決には繋がらないと思う。被害者の怒りや悲しみとはこういうものだということを取り込み、それを更生に繋げていかずに本当の更生があり得るのかなと思う。審判が更生の場であるべきか、被害者救済の場であるべきかという議論ではなく、それらを融合させていくような議論が大切ではないかと思う。

被害者の遺族の中には、全件検察官送致にしてもらいたいという意見がある。そういう意見が出てくるのは、真実を知りたいからであり、ある程度審判の傍聴を認めないと、全件送致という意見の方へいってしまう可能性があるし、審判にもっと検察官を関与させよという意見も出かねない。

帰ってこない子どものために細かい事情を聴いても仕方がない、それよりも冥福を祈りたいと、非常にあきらめの良い極端な遺族に会ったことがあるが、このような人もいるのかと、被害者支援の在り方の難しさを感じる時がある。また、刑事裁判の例では、被害者が傍聴しても、その場に被害者の気持ちが分かる者が1人もいなくて、被告人が言いたいことを言っていると、逆に怒りを増大させるだけの結果になる場合がある。

何でうちの子がこんな目に遭ったのか、きちんと理解できる道をつくってあげないと、被害者は納得できないと思う。審判までにある程度の方が理解できて、言い分を述べることができれば、傍聴に行ってもある程度冷静に

見られるのではないかと思う。被害者の事実を知りたいという欲求に対して、その具体的方法を考えたら良いと思う。

教師は、例えば子供が万引きしたときに、嘘でも良いから涙を流して店の人に謝りなさいと言う。被害者がどれほどの悲しみやつらさを抱えたかを、直に見せることが最大の教育であると考えからである。被害者を全くシャットアウトしてしまって本当に更生できるのか、過ちを悔いることができるのかと思う。少年の更生を担当している裁判所側は、被害者調査のときに聴いた被害者の深い悲しみや怒りを直に少年に伝えたいというもどかしさを持たないものなのか。裁判所は、そこらの問題意識はないのか。

その点については、裁判官の中でも賛否両論あり、賛成の立場の・は、被害者の声は、むしろ有効に使いたいと考え、少年に被害者の気持ちを直に聴かせれば、ある程度良いショックを与えられるのではないかとさえ考えている。しかし、一方では、そこまでやることは、子供を萎縮させてしまって良くないという意見もある。改正法はどうなるのか分からないが、個人的には、積極的な意味において、傍聴する被害者に意見を言ってもらうのも良いのではないかと考えている。

傍聴と被害者の意見については、審判官がどういう運営をするかで、感銘を与えることも反発をかうこともあるので、難しいところであると思う。

少年に被害者の気持ちを伝えることは、おっしゃるとおり非常に大切なことだと思う。しかし、一方では、非常に大きな問題を抱えている子供もいるわけで、そういう子供にどのように向き合わせるのかということは、裁判所が関わる短期間では解決できないこともあり、そのため少年院の贖罪教育で時間をかけてやっていく方法もとられている。例えば、虐待されて育った子供は、自分が被害者だと思っているので、そのところを軽減してあげないと自分のしたことを受け入れられないということも事実としてある。

先ほど、弁護士会が被害者のための相談窓口をつくり、それに当たる弁護士の研修を行っているという話があったが、どのような方法を採用しているのか教えていただきたい。

金沢弁護士会では、研修会を年2回開催している。専門家を招いて話を聴くときもあれば、被害者を招いて生の声を聴くときもある。また、日弁連の

被害者援助のための研修や全国的な交流会に参加したりしている。いずれも被害者の気持ちを知って、二次被害を与えないための研修である。

(6) 委員長閉会あいさつ

5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成20年5月29日(木)午後1時30分

(2) テーマ(仮題)

高齢者問題あるいは裁判員制度について

(別紙)

第9回家裁委員会話題事項

「家庭裁判所に期待すること - 少年事件における被害者配慮の観点から - 」

- 1 平成12年に改正された少年法により意見陳述や記録の閲覧、謄写、審判結果等の通知など被害者に対する配慮制度が新設され、家庭裁判所としても、被害者に対して制度案内のパンフレットを一定の事件について送付したり、被害者調査を実施した際に制度を説明するなどして、利用を促すようにしているが、今までのところ利用者は多くない。
- 2 一方で、被害者の要望は、事実を知りたい、被害回復してほしいというものから、関わり合いになりたくない、接触することがないように加害者を転居させて欲しいというものまで多様なものがあり、現行手続では被害者の要望に対応しきれないことも多く、対応に苦慮している実情もある。
- 3 また、現在、平成17年度に策定された「犯罪被害者等基本計画」で検討することを求められた審判傍聴の可否について様々な議論がされており、積極論も強いが、反対論もある。

- 4 上記のような実情を前提に、以下の事項について各委員の御意見を伺いたい。

被害者は少年審判に何を求めているとお考えでしょうか。裁判所は被害者に対しどのようにしたらよいでしょうか。

被害者に対する配慮を充実させるために裁判所として工夫すべきことは何でしょうか。被害者の多様な要望に裁判所はどう対応したらよいでしょうか。

被害者の少年審判傍聴についてはどう考えたらよいでしょうか。

以上